

長野労働局 発表 07-38
令和 7 年 10 月 3 日

【照会先】
長野労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 二神 充
指導係長 野口 綾子
(電話) 026 (227) 0125

報道関係者 各位

長野県の平均年休取得率 69.4 %、初の全国平均越え

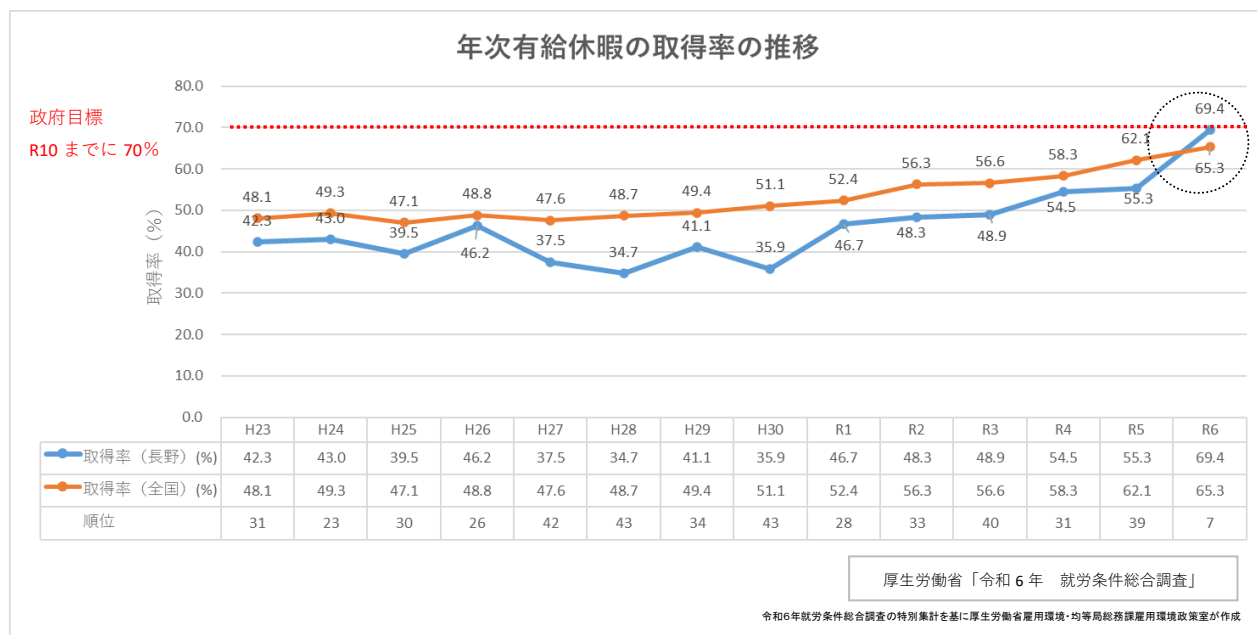
～10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です～

長野労働局（局長 ^{みうら えいいちろう} 三浦 栄一郎）は、労働時間設定改善法に基づき、政府目標の年次有給休暇の取得率 70%以上（2028 年）を目指し、主要駅、県内労働基準監督署、ハローワーク、自治体・関係機関等で、ポスターキャンペーンを展開いたします。

令和 6 年度の調査結果（2023 年の 1 年間を対象）では、長野県の年休取得率が、前年より 14.1%上昇し 69.4 %となり、初めて全国平均 65.3 %を越えました。

引き続き、積極的な休暇取得を促進するため、周知啓発へのご協力をお願いいたします。

なお、長野働き方改革推進支援センターでは、各種休暇制度の導入や就業規則の見直し、助成金の活用等について、無料支援を行っています。



資料 年次有給休暇取得促進期間リーフレット

長野働き方改革推進支援センターチラシ

過去の長野県年休取得促進「ご当地」ポスター

もっと自分らしい
働き方
休み方
Refresh!

計画的な
取得で
実りある
休暇を！

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

年次有給休暇 を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト



年休取得促進
特設サイト▶



もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期＝4月～9月の間で3日間 後期＝10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。
〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例) 所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。



長野働き方改革推進支援センター

課題の表面化

社会保険労務士が 働き方改革をサポート

課題解決

- 残業時間を削減したい
- 人手不足で困っている
- 助成金を活用したいが、使い方がわからない



電話・メール

来所相談

センターに来所での相談も歓迎いたします。



個別企業訪問

専門家が貴社を訪問、またはオンラインで課題解決をお手伝いいたします。原則3回まで無料



セミナー開催

講師を派遣いたします。



- 業務効率化!
- 信頼度向上!
- 事業拡大!
- 働きやすさの向上
- ワークライフバランスの充実



こんなお悩みや課題はありませんか？

社会保険労務士等の専門家が**無料**で相談対応等の支援をいたします。

- | | |
|------------------------------|--|
| ■ 就業規則、育児介護休業等
諸規定等の法改正対応 | ■ 各種助成金
(人材確保、高齢者雇用、リスクリング、キャリアアップなど) |
| ■ 同一労働・同一賃金 | ■ ワークライフバランス |
| ■ 時間外労働の上限規制への対応 | ■ ハラスメント対策 |

※これらは相談の一部です。他の相談もお受けします。

お気軽にご連絡ください

長野働き方改革推進支援センター (受付時間 平日 9:00~17:00)

電話



0120-088-703

E-mail nagano@workstylereform.net

WEBページ <https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/nagano/>

FAX

026-219-3096



FAXでのお申し込みは、裏面の申込票にご記入の上お送りください。

ご相談申込票(FAX・郵送用)

長野働き方改革推進支援センター 宛



026-219-3096

メールの方は nagano@workstylereform.net へ下記項目を記載しお送りください。

申込日: 年 月 日

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
住 所	〒 -		
担当者名		担当部署 ・ 役職	/
電 話	() -	FAX	() -
メールアドレス	@		
相談希望日時	第 1 希望 月 日 午前 / 午後 時から 第 2 希望 月 日 午前 / 午後 時から ※時間指定せず、午前・午後だけを○で囲うご希望も OK です。		☐ 電話で調整を希望
専門家との 相談方法	貴社への訪問 / 当センターへの来所 / オンライン ※いずれかを○で選択		
相談内容 (複数可)	☐ 就業規則の整備、法改正対応 ☐ 育児介護休業等諸規定の整備、法改正対応 ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 時間外労働の上限規制・時間外労働(36協定)、 労働時間の削減 助成金 ➔(☐ 人材確保 ☐ 高齢者雇用 ☐ 両立支援 ☐ リスキリング ☐ キャリアアップ ☐ その他) ☐ 年次有給休暇の取得促進 ハラスメント対策 ➔(☐ パワハラ ☐ セクハラ ☐ マタハラ ☐ カスハラ ☐ その他) ☐ 評価制度 ☐ 職務分析・職務評価 ☐ 生産性向上・業務効率化 ☐ 人材採用 ☐ 教育訓練 ☐ ワークライフバランス ☐ 女性の活躍推進 ☐ 外国人の受入・就労 ☐ その他 ()		
	特に相談したい内容をご記入ください。		
セミナーの ご要望	聞きたいテーマがあればご記入ください。(WEBセミナーを含む)		

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

長野働き方改革推進支援センター
TEL ☎ 0120-088-703

〒380-0935 長野市中御所 1 丁目 16-11 鈴正ビル 3F

✉ nagano@workstylereform.net

これまで長野労働局が作成した「ご当地」ポスター

2024 年(令和6年)



2023 年(令和5年)



2022 年(令和4年)



2021 年(令和3年)

